

見附市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第20号

見附市税条例施行規則の一部を改正する規則

見附市税条例施行規則（昭和41年見附市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表中

「

法第20条の10	証明書交付(閲覧)申請書 第50号様式(その1の1、その1の2)
----------	----------------------------------

」を

「

法第20条の10 及び条例第9条	証明書交付(閲覧)申請書 第50号様式(その1の1、その1の2)
---------------------	----------------------------------

」に、

「

法第20条の10 及び条例第9条	軽自動車税(種別割)納税証明書 第51号様式(その1)
法第20条の10 及び条例第9条	軽自動車税(種別割)納税証明書 交付申請書 第51号様式(その2)

」を

「

法第20条の10 及び条例第9条	軽自動車税(種別割)納税証明書 第51号様式
---------------------	------------------------

」に改める。

第51号様式(その1)を第51号様式とし、第51号様式(その2)を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式第51号(その2)については、  
当分の間、これを使用することができるものとする。